

時 程

登校・朝学習	8 : 15
S. H. R.	8 : 30 ~ 8 : 35
1 校 時	8 : 40 ~ 9 : 30
2 校 時	9 : 40 ~ 10 : 30
3 校 時	10 : 40 ~ 11 : 30
4 校 時	11 : 40 ~ 12 : 30
昼食休憩	12 : 30 ~ 13 : 10
予 鈴	13 : 10
5 校 時	13 : 15 ~ 14 : 05
6 校 時	14 : 15 ~ 15 : 05
7 校 時	15 : 15 ~ 16 : 05
下 校	17 : 00
下校完了	17 : 30

学校生活規則

豊島生としての誇りを持ち、高校生としての節度を守り、正しいことをやり通す勇気を持とう。

1. 通 学

- (1) 登校時刻8時15分、下校完了時刻17時30分とする。ただし17時以降、定時制の使用教室は完全に明け渡し、廊下にも立ち寄らない。
- (2) 始業式、終業（修了）式の登校時刻は9時とする。
- (3) バイクおよびオートバイの通学は禁止する。
- (4) 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を提出し、ステッカーの発行を受ける。通学に際しては交通ルールやマナーを守り、安全に充分留意すること。雨天時の傘さし運転や二人乗り、イヤホンの使用は禁止。

2. 届出および許可願

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引など
HR担任に事前に申し出た後、なるべく早い時期に所定の届けを提出する。10日以上
の病気には医師の診断書または証明書を添附する。（忌引は出欠席の統計に加えない。父母7日、祖父母4日、実兄弟姉妹3日、義兄姉2日、曾祖父母3日、伯・叔父母2日。）
- (2) 登校後放課時までの外出
無断外出を禁止する。やむを得ず外出する

場合は、生徒手帳の諸届欄か外出許可書に担任または学年の先生の認印をもらい、それを携行する。

(3) 休日登校および対外行事参加

土・日・祝日に部活動を行う場合は、生徒責任者が所定の活動用紙に顧問教師及び生徒部の認印をもらい、原則として前週までに生徒部に提出する。

(4) ポスター・ビラ等の掲示・配布

生徒会役員に届け出て、その指示に従う。

内容が以下に該当するものは承認されない。

- ① 基本的人権を損なうもの
- ② 営利活動
- ③ 特定の布教・政治活動
- ④ わいせつなもの
- ⑤ 責任者名のないもの

(5) 部活動の延長

平日、校舎外にて活動する部活動で、活動の延長を希望する場合は、生徒責任者が所定の活動用紙に顧問教師及び生徒部の認印をもらい、原則、前週までに生徒部へ提出する。延長時間は、30分間、下校完了は18時とする。

(6) 集会

校内の公認の団体（生徒会、委員会、部等）または個人が不特定多数の生徒に呼びかけて集会を行う場合は、顧問教師（いない時は依

頼する）の承認と指導のもとに、会場責任者の許可を得て行う。

3. 服装および履物

- 異装はしない。登下校時は本校指定の服装に限る。また、だらしのない着こなしをしない。
- 頭髪は、染色・脱色等の加工をせず、付け毛等もしない。また、ピアス等の装身具や化粧は禁止。

(1) 本校指定の制服（正装または略装）を着用する。

○正装 無地で白色のYシャツ（女子はリボンのできる白ブラウスでもよい）に男子はネクタイ、女子はリボン（ネクタイも可）・校章を着装し、ブレザーを着る。ブレザーの下に本校指定のベストやセーター、もしくは市販の紺・黒のカーディガンの着用を認める。

登下校時はブレザーを着用し、セーター、カーディガンでの登下校を禁止する。ただし、夏季は略装でもよい。

（夏季）原則6月1日から9月30日は夏装期間とする。

○略装 正装のネクタイ・リボンを外したものの。また、ブレザーを着用せず、本

校指定のベスト・セーターもしくは市販の紺・黒のカーディガンおよびYシャツだけの服装。

上記の略装に加え、Yシャツの代わりに白のポロシャツでの登校を認める。

- (2) 校章は襟または胸に着用する。
- (3) コートは制服にマッチした端正なものとする。色は紺・グレー・ベージュ系が望ましい。寒さ対策のため、黒か紺のスクールタイツを着用しても良い。
- (4) 履物は、下駄やサンダルでの登校を禁止する。校舎内は上履（玄関前広場も可）。
体育館では体育館履、グラウンドでは運動靴を使用する。
- (5) ワイシャツはズボン・スカートの中に入れる。また、ズボンを下げたり、まくったり、スカートを短くしたりしない。
- (6) ケガなどにより、異装を必要とする場合は、生徒手帳の諸届欄に記入してHR担任に願い出る。

4. その他

- (1) 豊島生として行動する時は、常に生徒手帳を携行する。
- (2) 定期試験前1週間は、部・同好会・委員会活動は原則として行わない。

- (3) 昼食は原則として家庭で用意し、用意できなかった場合は、登校時または校内の売店で購入する。
- (4) 貴重品をもって登校しないことが望ましい。やむを得ず持参した時は、自分の身につけておくなどして、保管に十分注意する。
- (5) アルバイトは望ましくないが、事情がある場合は申し出ること。